

# 老朽危険空家除却費用の助成制度

老朽化が著しく、倒壊の危険性の高い空家を除却・解体する場合、対象となる工事費用の一部を区で補助しています。

## ◆ 助成制度の概要 ◆

- 1 対象区域 区内全域（不燃化特区区域を除く）
- 2 助成対象 老朽危険空家
  - (1) 特定空家等（空家対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定するもの）
  - (2) 特定空家等に準じるもの（住宅地区改良法施行規則第1条の規定により不良住宅と判定されるもの）
- ◎ 所有者 ⇒ 個人であること（法人は不可）
- ◎ 共同住宅・長屋 ⇒ 全住戸が空室
- 3 助成率 除却工事費の **80%**
- 4 助成限度額 **150万円**
- 5 その他の条件
  - (1) 建築物が年間を通じて使用されていないこと。
  - (2) 工事着手前に助成金交付申請を行い、交付決定を受けること。
  - (3) 申請者は所有者であること。
  - \* ただし、複数の所有者が存在する場合は、全ての所有者の代表者であること。
  - (4) 助成金交付申請時に住民税を滞納していないこと。
  - (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。



\* 不良住宅の判定 ⇒ 事前相談で不良住宅に該当する可能性があるかと判断した空家について、現地を訪問し調査した上で判定を行います。

# 申請手続きの流れ

申請者

事前相談

事前相談

空家の状態について、写真等でご相談ください。

不良住宅の判定

特定空家等に準じる建築物の判定申請書  
兼土地・建物立入調査承諾書（別記様式）

申請

報告

● 添付書類等

- 不動産登記全部事項証明書（土地・建物）
- その他必要書類

工事着手前

老朽危険空家の除却工事費  
助成金交付申請書（第1号様式）

申請

● 添付書類等

- 位置図及び配置図
- 除却工事に係る見積書
- 住民税納税証明書又は非課税証明書
- 住民票
- 不動産登記全部事項証明書（土地・建物）
- 除却工事着手前の写真
- その他必要書類

注) 当該建築物が共有名義の場合は、「所有者の同意書」をご提出ください。

助成金交付  
決定通知書  
送付

工事中

老朽危険空家の除却工事着手届  
（第7号様式）

提出

注) 決定通知書の受領後、速やかに当該工事に係る  
契約を締結するとともに、除却工事着手届をご  
提出ください。

工事完了後

老朽危険空家の除却工事完了報告書  
（第8号様式）

提出

● 添付書類等

- 除却工事に係る契約書
- 除却工事に係る領収書
- 除却工事完了後の写真
- その他必要書類

老朽危険空家の除却工事費助成金  
交付請求書兼口座振替依頼書（第10号様式）

請求

助成金の  
支払い

助成金の受領

杉並区住宅課空家対策係

## 事前相談について

判定申請書の提出の前に、助成対象である不良住宅に該当する可能性があるかを、予め確認するために事前相談を行っています。ご所有の建物について、下記の項目に該当するような状態の場合、老朽化の激しい箇所を重点的に写真に撮って、ご相談ください。

- 外 壁…建物内外を貫通する穴、大きく下地が露出している箇所。
- 屋 根…部材の著しい剥がれ、穴があいている箇所。
- 柱や梁…部材の腐朽、破損等がみられる箇所。
- 床 …穴があいている箇所。

事前相談で不良住宅に該当する可能性があるると判断した建物については、杉並区が「不良住宅の判定」を行いますので、建築物の判定申請書をご提出ください。

ただし、特定空家等の所有者の方は、「不良住宅の判定」に係る手続きを行わず、老朽危険空家の除却工事費助成金交付申請書（第1号様式）及び必要な添付書類等をご提出ください。

## 添付書類等について

### 1 建築物の判定申請時

- 不動産登記全部事項証明書（土地・建物）：交付後3箇月以内のもの
- その他必要書類：例として、不動産登記全部事項証明書（土地・建物）において、申請者の名義が未登記の場合に相続人であることを証明する戸籍全部事項証明書等

### 2 助成金交付の申請時

- 位置図：住宅地図等により建築物の場所が分かるもの
- 配置図：建築物のある土地と建築物の位置関係が分かるもの
- 除却工事に係る見積書（写し可）：(a) 仮設工事及び建築物の撤去工事と (b) 整地工事に係る費用の積算を別内訳とし、除却工事事業者の押印があるもの
- 住民税納税証明書又は非課税証明書：前年度のもの
- 住民票：交付後3箇月以内のもの
- 不動産登記全部事項証明書（土地・建物）：交付後3箇月以内のもの
- 除却工事着手前の写真：除却する建築物を2方向以上から撮影したもので、全景が分かるもの
- 所有者の同意書：全ての所有者本人による署名及び押印があるもの
- 誓約書：助成対象者に関する誓約書

### 3 工事完了報告書の提出時

- 除却工事に係る契約書の写し：除却工事事業者の押印があるもの
- 除却工事費に係る領収書（写し可）：(a) 仮設工事及び建築物の撤去工事と (b) 整地工事に係る費用の積算を別内訳としたもの
- 除却工事完了後の写真：除却工事着手前の写真とほぼ同位置から撮影したもの

## 跡地の活用について

建築物の除却工事後の跡地の活用について、杉並区から無償による借上げの要望等がある場合があります。

その際、区からの要望等の申出期限については、助成金交付決定通知書を区が交付した日から3箇月間とします。

ただし、3箇月を越えて区との協議に応じる場合は、この限りではありません。

## 申し込みにあたってのご注意

○交付決定前に解体工事に着手している場合は補助対象となりません。

○一筆の土地において、同時に除却工事を行う建築物が2棟以上ある場合は、合わせて一体の除却工事とみなします。

○次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の取消し、または既に交付した助成金については期限を定めて返還を求めることがあります。

- 申請年度の3月15日までに除却工事完了報告書（第8号様式）の提出ができないとき
- 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき
- 助成金の交付決定の内容又はこれに付した助成の条件に違反したとき
- 正当な理由なく除却工事を中止したとき
- その他区長が必要と認めたとき

## お問い合わせ先

杉並区役所 都市整備部 住宅課 空家対策係  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 西棟5階  
TEL 03-3312-2111 内線3547・3548

